

第204回定時株主総会 招集ご通知

2024年6月24日(月) 午前10時00分開始 (午前9時30分 開場)

丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)の継続の件

目次

招集ご通知	……………P.2-	計算書類	…………… P.67-
株主総会参考書類	……………P.6-	監査報告書	…………… P.69-
事業報告	…………… P.50-	ご案内図	…………… 末尾
連結計算書類	…………… P.65-		

議決権行使方法についてのご案内

- ご来場による議決権行使
 - 郵送による議決権行使
 - インターネットによる議決権行使
- 郵送・インターネットによる議決権行使期限は
2024年6月21日(金) 午後5時25分
到着分・入力分までです

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイトウボウ株式会社

証券コード 3202



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第204回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

当期におけるわが国経済は、物価上昇局面への転換が進み、日本銀行の金融政策が正常化に向けて転換するなど、景気は緩やかな回復から成長局面に変化していく兆しを見せ始めました。一方で、円安に伴う輸入関連コストの上昇や、地政学的リスクの高まりに十分な注意を要する展開が続きました。

このような中で、当社グループは、中期経営計画「ブレイクスルー2024 ～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」の最終年度となることを踏まえ諸課題達成に向けて取り組みました。

事業面でのトピックスといたしましては、商業施設事業におきまして、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」に大型ファッションテナントGUを開業したことや市況回復などにより、業況が順調に伸びました。また、ヘルスケア事業は、健康長寿社会に向けた底堅いニーズを背景に市況が回復傾向になり、5期ぶりに売上が前期を上回りました。せんい事業では、中国現地法人の清算に伴い大幅な減収となりましたものの、国内売上高は増収となり、セグメント営業利益が3期ぶりに黒字転換しました。

財務面では、第3四半期末に流動負債として計上していた借入金約29億円につきまして、金利固定化のうえ、長期借入金にて借り換え実行済みであります。

業況面では、当社にとっては新型コロナウイルス感染症の影響が響き、遺憾ながら、当期を最終年度とする中期経営計画は目標未達となり、業績予想も期中に引き下げることとなりました。しかしながら、最終的には前期比で増収増益、修正後計画比では減収増益の決算となり、9期連続での最終黒字は確保しました。

決算状況を踏まえ、まずは株主の皆様の日頃のご理解とご支援に対して、この場をお借りして心より感謝申し上げますとともに、上程する議案につきましてご検討を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後は、2024年4月からスタートさせた新中期経営計画「Jumping over the 130th ～成長の未来へ～」に基づく諸施策を進め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、今後とも株主の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員 山内 一裕

株主各位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号
ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長執行役員 山内 一裕

第204回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第204回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第204回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。つきましては、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

<http://www.daitobo.co.jp/ir/event/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（ダイトウボウ）または証券コード（3202）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、願ひ申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月21日（金）午後5時25分までに議決権をご行使くださいますよう願ひ申し上げます。

また、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

■書面（郵送）による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（5頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、前記（2頁）の行使期限までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2024年6月24日（月）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第204期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件 |
| 第7号議案 | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件 |

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状況」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」、「取締役会及び監査等委員会における主な活動状況」、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）に掲載し、提供しております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年
6月24日(月)
午前10時00分

インターネット・書面による議決権行使

インターネットによる議決権行使

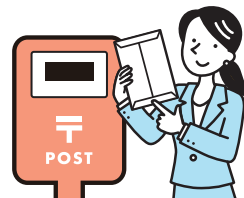


当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にて議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年
6月21日(金)
午後5時25分
入力分まで

書面（議決権行使書）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日（金）午後5時25分までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年
6月21日(金)
午後5時25分
到着分まで

ご注意ください。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

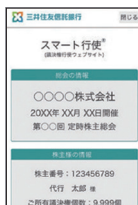
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙
右下に記載のQR
コードを読み取っ
てください。

※「QRコード」は株式会社
デンソーウェブの登録
商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
パソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載
の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再
度議決権行使をお願いいたします。

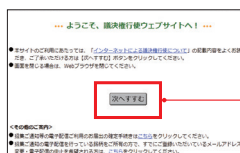
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方
法などがご不明な場合は、右記にお
問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

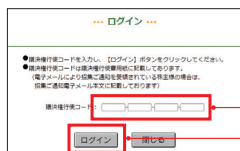
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

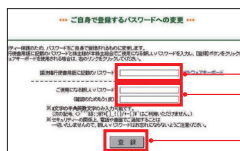
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を
ご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力
ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経済産業省がM&Aに関する公正なルール形成を目指して2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」において、企業買収に関する用語の意義が整理されたことを踏まえて、当社定款第19条（買収防衛策）で用いている文言を一部変更するものであります。

なお、本議案のご承認を前提に第7号議案「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件」を上程しております。

2. 変更の内容

変更の内容は下表のとおりであります。

（変更箇所は太字下線部分であります。）

現行定款	変更案
<p><u>（買収防衛策）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当を行うことができる。</p>	<p><u>（買収への対応方針）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）に関する事項（当該対応方針に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応方針に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当を行うことができる。</p>

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考え、利益配分については業績の向上に努め、また内部留保にも意を用いて決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等、さらに、分配可能利益の水準や配当性向等も総合的に勘案いたしました結果、前回発表予想の1円50銭から50銭増配し、1株当たり2円といたしたいと存じます。この場合の、連結配当性向は39.4%でございます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割り当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金2円 配当総額 60,582,300円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月25日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の略歴等につきましては、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況、スキルマトリックスに基づく専門知識や経営経験、及び取締役としての適格性を有していること、ならびに、多様な役員構成であること等を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	再任	やまうち かずひろ 山内 一裕	代表取締役社長執行役員	100% (20/20回)
2	再任	みえだ しょうご 三枝 章吾	取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当	100% (20/20回)
3	再任	のむら しろう 野村 史郎	取締役執行役員ヘルスケア事業本部長 兼 デジタルビジネス推進部長	100% (20/20回)
4	再任 社外 独立役員	やまがた としき 山形 俊樹	取締役	95.0% (19/20回)
5	再任 社外 独立役員	もろた のりこ 師田 範子	取締役	100% (20/20回)



1

やまうち かずひろ
山内 一裕

1957年1月5日生

再 任

略歴、
当社における地位、
担当

1979年 4月 三井信託銀行株式会社
(現三井住友信託銀行株式会社) 入社
2002年 2月 中央三井信託銀行株式会社
(現三井住友信託銀行株式会社)
人事企画部長
2004年 1月 同社大阪支店営業第二部長
2007年 1月 同社新宿西口支店長
2009年 6月 当社取締役経営企画部長
2010年 8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長
2012年 6月 当社専務取締役経営管理本部長兼
不動産本部副本部長 内部統制担当
2013年 7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長
兼人事部長 経営戦略・内部統制担当
2015年 6月 当社代表取締役社長
上海大東紡織貿有限公司董事長
2024年 1月 上海大東紡織貿有限公司董事長退任
5月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
以上

取締役会出席状況 20回すべてに出席

所有する
当社の株式の数 249,200株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者
とした理由

山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと行動力のもとグループ全体を牽引し、コロナ禍も乗り越え、当社グループの9期連続黒字の達成や昨年度は復配を果たしたことなどの実績があり、金融機関での長年の経験と当社における豊富な経営経験のもと経営全般に関する高い見識と知見及び実行力を有しております。

当社といたしましては、新たな中期経営計画の実行や、資本コストや株価を意識した経営への対応など、これまで以上に多岐にわたる経営諸課題に適切に対応し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、今後とも経営に不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。



2

みえだ しょうご
三枝 章吾

1969年2月12日生

再 任

略歴、
当社における地位、
担当

1990年 4月 当社入社
2010年 9月 当社管理部経理グループ長
2012年 6月 当社経営管理本部経営企画部長
2015年 6月 当社取締役執行役員経営管理本部長
内部統制担当
2019年 6月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長
内部統制担当
2020年 6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長
内部統制担当（現任）

以上

取締役会出席状況 20回すべてに出席

所有する
当社の株式の数 129,600株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者
とした理由

三枝章吾氏は、当社の取締役常務執行役員経営管理本部長として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括し、コロナ禍も乗り越え、当社グループの9期連続黒字の達成や昨年度は復配を果たしたことなどの実績があり、当社における経理・経営企画に関する長年の経験と深い知見と実行力を有しております。

当社といたしましては、新たな中期経営計画の実行や、資本コストや株価を意識した経営への対応など、これまで以上に多岐にわたる経営諸課題に適切に対応し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため今後とも経営に不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。



3

のむらしろう
野村 史郎

1956年6月1日生

再 任

略歴、
当社における地位、
担当

1979年 4月 株式会社三井銀行
(現株式会社三井住友銀行) 入行
1991年 4月 和田哲株式会社入社
1992年 4月 同社取締役
1995年 4月 同社代表取締役副社長
2000年 4月 同社代表取締役社長
2019年 4月 当社ヘルスケア事業本部和田哲カンパ
ニー長
2020年 6月 当社執行役員ヘルスケア事業本部
副本部長関西統括
2021年 3月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長兼
東京営業部長
6月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長
7月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長
兼デジタルビジネス推進部長(現任)
以上

取締役会出席状況 20回すべてに出席

所有する
当社の株式の数 35,100株

重要な兼職の状況 該当事項ありません。

取締役候補者
とした理由

野村史郎氏は、当社の取締役執行役員ヘルスケア事業本部長として当社グループのヘルスケア事業全般を統括してきた実績と、企業経営者としての豊富な経営経験と高い見識を有しております。

当社といたしましては、高齢化が進む中で健康長寿社会に貢献するヘルスケア事業のさらなる成長が期待できることに鑑み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、今後とも経営に不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。



4

やまがた としき
山形 俊樹

1958年5月7日生

再 任

社 外

独立役員

略歴、
当社における地位、
担当

- 1982年 4月 株式会社長谷工コーポレーション入社
- 1988年 6月 米国Claremont Graduate University, Drucker School of Management にて経営学修士 (MBA) 修了
- 1997年 9月 長谷工ハワイ・インク副社長
- 2004年 10月 株式会社サンダンス・リゾート入社
- 2009年 7月 同社代表取締役社長
- 2015年 4月 株式会社蒼設備設計代表取締役社長
- 2016年 4月 株式会社マイスターエンジニアリング代表取締役社長
- 2018年 7月 株式会社ボルテックス業務本部ソリューション統括部 統括部長
- 2019年 12月 同社執行役員業務本部本部長
- 2020年 7月 同社執行役員事業統括本部本部長
- 2021年 6月 当社取締役 (現任)
- 2023年 1月 株式会社ボルテックス執行役員人事本部本部長
- 2024年 1月 同社常勤監査役 (現任)

以上

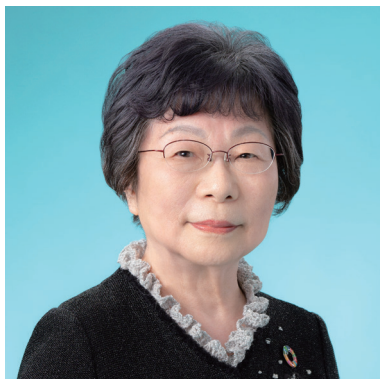
取締役会出席状況 20回のうち19回に出席

所有する
当社の株式の数 5,200株

重要な兼職の状況 株式会社ボルテックス常勤監査役
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役候補者
とした理由

山形俊樹氏は、長年不動産事業に携わってきた経験及び上場企業代表取締役社長としての広範で豊富な経験があり、不動産に関する専門知識、不動産事業及び経営全般に対する深い知見と高い見識を有しております。
当社といたしましては、当社グループの商業施設事業を始め当社経営活動全般に対してより広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくため必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



5

もろた のりこ
師田 範子

1939年1月27日生

再 任

社 外

独立役員

略歴、
当社における地位、
担当

1961年 4月 都認可 伊藤技芸学校(現東京ニットファッションアカデミー)勤務
1988年 7月 いとう服飾専門学校(現東京ニットファッションアカデミー)校長
1992年 5月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会評議委員
9月 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長(現任)
9月 一般社団法人東京都服飾学校協会理事
1994年 4月 公益社団法人荒川区芸術文化振興財団理事
2006年 3月 日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会副委員長(現任)
2009年 8月 ジャパンベストニットセレクション審査委員
2012年 5月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会運営委員
2013年 4月 当社テクニカルアドバイザー
2021年 5月 当社テクニカルアドバイザー辞任
6月 当社取締役(現任)
2022年 3月 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事(現任)

以上

取締役会出席状況 20回すべてに出席

所有する当社の株式の数 17,800株

重要な兼職の状況
専門学校東京ニットファッションアカデミー校長
学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役候補者
とした理由

師田範子氏は、ニット業界の人材教育の草分け的存在として長年にわたりニット業界の発展ならびにニット専門学校の経営者として人材育成に携わってこられた実績と幅広いアパレル業界人脈と専門的で深い知見と高い見識を有しており、せんい事業を始め当社事業活動全般に対して幅広く助言をいただいております。

当社といたしましては、今後とも、せんい事業を始め当社事業活動全般に対してより広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくために必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①山形俊樹氏及び師田範子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - ②山形俊樹氏及び師田範子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
 - ③当社は、山形俊樹氏及び師田範子氏が取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
 - ④当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を除く)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。
 - ⑤山形俊樹氏及び師田範子氏の社外取締役としての在任年数は3年であります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（上限額）は、1982年7月29日開催の第162回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において、報酬額（上限額）の年間総額を変更せず年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内）として決議いただき今日に至っております。

しかしながら、報酬額（上限額）の年間総額を40年以上の長きにわたり据え置いてきたため、その後の経済情勢の変化や取締役の責務が増大してきたことなどの諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（上限額）を年額180百万円以内（うち社外取締役の報酬枠36百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（上限額）には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数、優秀な経営人材の継続的な確保、その他今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、事業報告に記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも整合していることから、相当であるものと判断しております。また、当社は取締役の個人別の報酬等の金額決定について独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会に委任しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任	か く ま ゆ う じ 加久間 雄二	常勤監査等委員である 取締役	100% (20/20回)	100% (14/14回)
2	再任 社外 独立役員	い い ぬ ま は る き 飯沼 春樹	監査等委員である 取締役	100% (20/20回)	100% (14/14回)
3	再任 社外 独立役員	か が み た か し 鏡 高志	監査等委員である 取締役	100% (20/20回)	100% (14/14回)



1

か く ま ゆ う じ
加久間 雄二

1948年7月8日生

再 任

<p>略歴、 当社における地位、 担当</p>	<p>1967年 4月 当社入社 2006年 7月 当社経理部長 2007年 6月 当社取締役経理部長 2008年 6月 当社取締役管理部長 2010年 8月 当社取締役経営管理本部管理部長 2012年 6月 当社常勤監査役 2016年 6月 当社常勤監査等委員である取締役（現任） 以上</p>
<p>取締役会出席状況</p>	<p>20回すべてに出席</p>
<p>監査等委員会出席状況</p>	<p>14回すべてに出席</p>
<p>所有する 当社の株式の数</p>	<p>109,300株</p>
<p>重要な兼職の状況</p>	<p>該当事項ありません。</p>
<p>取締役候補者 とした理由</p>	<p>加久間雄二氏は、当社常勤監査等委員である取締役として、監査等委員会の選定監査等委員としての責務を継続して高いレベルで果たしており、経理部門に関する深い経験と専門知識、長年にわたる当社の取締役、監査役及び監査等委員としての豊富な監督経験と経営者としての高い見識を有しております。</p> <p>当社といたしましては、今後とも当社業務全般に精通した長年の経験を活かして、監査等委員会の役割を高いレベルで発揮し経営全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>



2

いぬま はるき
飯沼 春樹

1948年4月19日生

再 任

社 外

独立役員

略歴、 当社における地位、 担当	1976年 4月 弁護士登録 1978年 4月 飯沼総合法律事務所開設 同事務所所長（現職） 2011年 6月 当社社外監査役 2016年 6月 当社監査等委員である取締役（現任） 以上
取締役会出席状況	20回すべてに出席
監査等委員会出席状況	14回すべてに出席
所有する 当社の株式の数	94,000株
重要な兼職の状況	飯沼総合法律事務所所長 上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役候補者 とした理由	飯沼春樹氏は、長年の弁護士としての経験を通じて企業法務に精通しており、専門的な知識と経営に関する高い見識を活かして当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。 当社といたしましては、今後とも法務面を含め客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



3

かがみ たかし
鏡 高志

1976年12月19日生

再 任

社 外

独立役員

略歴、
当社における地位、
担当

2001年 9月 新日本監査法人
(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
2005年 7月 公認会計士登録
2006年 8月 税理士法人高野総合会計事務所入所
高野総合コンサルティング株式会社 (兼務)
2013年 11月 税理士登録
税理士法人高野総合会計事務所パート
ナー (現任)
2016年 6月 当社監査等委員である取締役 (現任)
2017年 12月 高野総合コンサルティング株式会社
代表取締役 (現任)
2021年 6月 日本甜菜製糖株式会社社外監査役 (現任)
以上

取締役会出席状況 20回すべてに出席

監査等委員会出席状況 14回すべてに出席

所有する
当社の株式の数 37,500株

重要な兼職の状況
税理士法人高野総合会計事務所パートナー
高野総合コンサルティング株式会社代表取締役
日本甜菜製糖株式会社社外監査役
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役候補者
とした理由

鏡高志氏は、大手監査法人勤務を経て現在は税務・経営コンサルティングの専門家として法人代表を務めるなど会計・税務に精通しており、専門的な知識や事業経営に関する知見を活かして、当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。

当社といたしましては、今後とも専門知識を有する会計・税務面だけでなく、客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

- ① 飯沼春樹氏及び鏡高志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ② 飯沼春樹氏及び鏡高志氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、両氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
- ③ 当社は、飯沼春樹氏及び鏡高志氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
- ④ 当社は、保険会社との間で、監査等委員である取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。
- ⑤ 飯沼春樹氏及び鏡高志氏の社外取締役としての在任年数は8年であります。

【監査等委員会意見】

監査等委員会は、当社の取締役の選任について、諮問委員会での議論の確認を含め、慎重に検討いたしました。取締役の選任について指名の手続きは適切であり、候補者は、これまでの経歴等を踏まえ、経営者としての経験・見識・能力を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任と判断いたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の内

当社の監査等委員である取締役の報酬額（上限額）は、1993年6月29日開催の第173回定時株主総会において監査役の報酬額（上限額）として月額3百万円以内と決議いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において、報酬額（上限額）の年間総額を変更せず年額36百万円以内として決議いただき今日に至っております。

しかしながら、報酬額（上限額）の年間総額を30年以上の長きにわたり据え置いてきたため、その後の経済情勢の変化や取締役の責務が増大してきたことなどの諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額（上限額）を年額72百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数、優秀な経営人材の継続的な確保、その他今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、事業報告に記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも整合していることから、相当であるものと判断しております。また、当社は取締役の個人別の報酬等の金額決定について独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会に委任しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は4名であり、第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

〈ご参考〉

【当社の取締役選任方針】

当社は、定款に定める取締役の員数の範囲内を前提に、事業規模・事業の範囲等を踏まえて、高い専門性や経営者としての資質と見識を兼ね備えることを前提に候補者を選定します。加えて、高い見識を有し客観的な立場から経営等の監督や企業価値向上に資する意見・提言を行う独立社外取締役候補者を選任することとしています。一方、執行役員制度を導入し、経営の監督責任と業務の執行責任を明確化することとしています。また、2016年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。これらにより、取締役会として、経営監督を効率的かつ実効性をもって行える体制とすることを基本的な考え方としています。なお、監査等委員である取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します。

【当社の取締役選任手続き】

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しています。

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 当社または当社関係会社の業務執行者、もしくは過去10年間にその経歴がある者
- ② 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ③ 当社を主要な取引先とする者（取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ④ 当社の主要な取引先（当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ⑤ 当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関をいう。）またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（年額1,000万円を超えるものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、もしくは過去3年間にその経歴がある者。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。当該団体には、当社の法定監査を担当する監査法人、当社の法律顧問を担当する法律事務所を含む）
- ⑦ 当社が多額の寄付または助成（年額1,000万円を超えるものをいう。）を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	現在の 当社における地位	経営・事業をリードするための 知識・経験・能力等					経営基盤を確立・維持するための 知識・経験・能力等			表下部 掲載 (※)
		企業経営	グローバル ビジネス	不動産 事業全般	ヘルスケア 事業全般	繊維 事業全般	財務 会計	法務 リスク管理	人事 労務	サステナビ リティ等
監査等委員でない取締役	山内 一裕	取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●
	三枝 章吾	取締役常務執行役員	●				●	●	●	●
	野村 史郎	取締役執行役員	●			●		●	●	●
	山形 俊樹	取締役【社外・独立】	●	●	●			●	●	●
	師田 範子	取締役【社外・独立】	●				●			●
監査等委員である取締役	加久間 雄二	取締役	●				●	●		●
	飯沼 春樹	取締役【社外・独立】	●					●	●	●
	鏡 高志	取締役【社外・独立】	●				●	●		●
	奥村 秀策	取締役【社外・独立】	●	●		●		●	●	●

(※) 企業の持続性を担保するための知識・経験・能力等

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

本議案である当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続は、第1号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、ご承認をお願いしたいと存じます。

当社は、2015年6月25日開催の当社第195回定時株主総会において株主様の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為（大規模買付行為）への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）を導入しました。その後、2018年6月27日開催の当社第198回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更等を加えた買収防衛策を導入し、さらに2021年6月28日開催の当社第201回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、時点等の形式的な修正を加えた買収防衛策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しております。旧プランの有効期限は2024年3月期に関する当社定時株主総会終結の時までであり、旧プランは、2024年6月24日開催予定の当社第204回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策や大規模買付行為への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、さらには経済産業省がM&Aに関する公正なルール形成を目指して2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」も踏まえて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させるための取組みとして、旧プランの継続の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、2024年5月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランを一部変更した新たな買収への対応方針（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）を継続することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本プランによる対応方針の継続を決議した当社取締役会においては、監査等委員である取締役を含む当社取締役9名全員（うち社外取締役5名）が出席し、本プランは、経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容と整合しているとの判断のうえ、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランによる対応方針の継続に賛同する旨の意見を述べております。

また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

本プランの旧プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容を踏まえて、本プランが適用される大規模買付行為等の定義や対象者その他関連項目を一部変更しました。
- ・「Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取り組み」の内容のうち「1. 当社の企業価値の源泉について」の内容につき、時点修正等を踏まえて一部変更しました。
- ・大規模買付行為等の定義や対象者の変更も踏まえて、新株予約権の要項を修正し、要項の記載内容を簡略化するなどの見直しを行いました。
- ・その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、

上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て1896年2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に長年にわたり貢献してまいりました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や1964年の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。その後の国内繊維産業の低迷を背景に、2002年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖、2015年には事業環境の悪化等により紳士服販売子会社を解散、2017年には中国合弁工場での紳士スーツ製造事業から完全撤退するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してまいりました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、1997年に静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業に育成してまいりました。2020年3月には3階建て・約7,000平米のテナント面積を有する新館「サントムーン オアシス」を開業し、その直後のコロナ禍においても地域住民の生活プラットフォームとして貢献するなど、地域の発展に不可欠な施設に育っております。

また、現在のヘルスケア事業の前身である寝具製造事業につきましては、1980年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、1990年から1991年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んでまいりました。その後、2014年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。2017年には、医療機器メーカーである伊藤超短波株式会社との資本業務提携を実施するなど、健康長寿社会の発展への取り組みを進めております。さらに、2019年3月に生地商社和田哲株式会社からヘルスケア事業を譲り受け、業容を拡大してきました。直近のコロナ禍の前半はマスク等の販売が好調な時期もありましたが、対面販売チャネルの低迷に苦戦する場面もある中、市場拡大が見込まれる健康長寿社会への貢献に努めてまいりました。

さらに、事業全般の戦略を進展させるにあたり2017年に東証スタンダード市場上場のファーストブラザーズ株式会社及びその子会社との資本業務提携を締結し、当社事業のさらなる発展を目指し取り組みを継続しております。

この結果、コロナ禍においても営業利益、経常利益、当期利益の各段階で黒字を確保し、現在まで9期連続で連結・単体ともに各利益段階で黒字を確保し、さらに、2023年6月には22年振りの復配を成し遂げ、今後とも安定的に配当を実現すべく、中長期的な企業価値向上に向けて一段と邁進しているところであります。

また、当社は、2024年4月から新中期経営計画「Jumping over the 130th ～成長の未来へ～」をスタートさせ、今後の経済成長のベクトルに応じて、当社として安定軌道から成長軌道へとギアシフトをチェンジしスピード感を持って各施策を遂行していくとともに、「サステナビリティ基本方針に基づく運営」や、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」を一段と積極的に推進していく所存であります。

以上により、当社グループは、現経営陣のもと株主様はじめ多くのステークホルダーの皆様のお陰を持ちまして、厳しい環境を乗り越えて現在があります。今後、当社グループは、128年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切に作る企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存です。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引先様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育んでいくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスの状況について

(1) 企業統治の体制

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な方針とし、以下の企業統治の体制を整備しております。

取締役会は、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、定款の規定に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役により構

成しており、その半数以上を独立社外取締役が占めております。取締役会は原則月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成しております。監査等委員会は常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成します。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて適法性及び妥当性に関する監査を行い、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室とは適宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的で開催しており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連携を保っております。

社外役員会議は、外部の新しい視点から、当社の持続的成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、取締役の半数以上を占める独立社外取締役のうち1名を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成しております。

諮問委員会は、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、過半数を独立社外取締役が占める構成とした形で設置しております。

内部統制委員会は、原則月1回開催し、社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況及び課題について協議・報告しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役及び部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っております。グループ会社については、原則月1回、業務の進捗に関する報告会を開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を制定し、会社の業務の適正を確保するための体制を整え、社内統制機能の強化を図っております。また、当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築及びその他の対応については、経営管理本部長をリーダーとして、当社グループ全体で推進しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しております。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどコーポレート・ガバナンス体制を強化しております。情報管理については、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程を制定し、適切かつ確実に保存・管理を行っております。また、大地震等災害発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大規模買付行為の存在

以上のとおり、当社グループにおいては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大規模買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大規模買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大規模買付者（下記2. (1)「本プランの概要」に定義します。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

(2) 本プラン継続の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大規模買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大規模買付行為が行われた場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大規模買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランを継続することを決定いたしました。本プランは、大規模買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大規模買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大規模買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社が大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、2024年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」のとおりとなっております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

ア. 本プランは以下の①から③に対して適用されるものとします。

- ① 当社が発行者である株券等^{(注)1}について、保有者^{(注)2}及びその共同保有者^{(注)3}の株券等保有割合^{(注)4}の合計が20%以上となる買付行為
- ② 当社が発行者である株券等^{(注)5}について、公開買付け^{(注)6}を行う者及びその特別関係者^{(注)7}の株券等所有割合^{(注)8}の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行

為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{(注)9}を樹立するあらゆる行為^{(注)10}（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う、又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を対象といたします。

本プランにおいては、大規模買付行為に該当する行為に応じるか否か等を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に大規模買付情報（下記3.（1）イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（詳細については下記3.（3）「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主意思確認総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、本プランに定める大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主意思確認総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続の流れについては、別紙2「本プランの概要」をご参照ください。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたる者を含みます。
3. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたる者を含みます。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同項に規定する発行済株式の総数をいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
6. 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたる者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に規定する者を除くものとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同項に規定する総議決権の数をいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
9. 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
10. 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当該特定の株主及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 大規模買付けルールの内容

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付けルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日（日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大規模買付情報の項目は下記①ないし⑩のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大規模買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の大規模買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容

⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部又は一部につき、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)「当社取締役会における大規模買付行為の検討等」において定義する本検討期間の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の検討等

ア 当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下で定義する本検討期間内に、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の設置」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為の内容に応じて、下記①及び②の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4.(1)ウ「株主意思確認総会の開催」のとおり、株主意思確認総会の開催を決定した場合には当社株主意思確認総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

① 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合

情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）

② ①以外の方法による大規模買付行為の場合

情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においてもなお、本検討が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、当社取締役会の決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定める大規模買付けルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン継続時に選任が予定されている独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙4「独立委員会規則の概要」のとおりであります。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大規模買付けルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様へ、大規模買付情報をはじめとする大規模買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大規模買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を確保することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①ないし⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様が判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為を行っている場合
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- ⑦ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様との共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大規模買付けルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主意思確認総会の開催

上記4（1）ア「大規模買付けルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付けルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付け行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付け者による大規模買付け行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとし、株主意思確認総会は、定時株主総会に加え、臨時株主総会として開催する場合もあります。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主意思確認総会を招集するものとし、

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主意思確認総会における決議（普通決議）に基づいて、株主の皆様の判断に従うものとし、

なお、大規模買付け者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付け行為を開始してはならないものとし、

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大規模買付け者が、大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付けルールを遵守した場合でも、大規模買付け行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付け行為に対して対抗措置を発動するものとし、また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動の是非を決定するものとし、

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとし、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙5「新株予約権の要項」のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本定時株主総会において承認が得られた場合の有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様に不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.）について

上記Ⅱ. 「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）についての判断

(1)本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2)本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員としての地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員としての地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策（対応方針）に関する各指針等に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨、東京証券取引所が2015年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」（その後の改定を含みます。）の原則1－5及び補充原則1－5①及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。また、上記Ⅲ. 5. 「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間は3年間であり、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがって、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ. 4. (1)ウ「株主意思確認総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主意思確認総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ. 3. (1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ. 3. (3)「独立委員会の設置」記載のとおり、独立委員会が、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定対抗措置

上記Ⅲ. 4. 「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記Ⅲ. 5. 「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型対応方針^{(注)1}ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針^{(注)2}でもありません。

- (注) 1.取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針を意味します。
- 2.取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針を意味します。なお、当社は監査等委員会設置会社ですので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年となっておりますが、これらは会社法所定の任期であり、期差任期制を採用しているものではありません。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大规模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大规模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ. 4. 「大规模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大规模買付者が大规模買付けルールを遵守するか否かにより、当該大规模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大规模買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大规模買付者が大规模買付けルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大规模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大规模買付者を除く株主の皆

様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙5「新株予約権の要項」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関する手続は、以下のとおりです。

(1)新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2)新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3)当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

以上

(別紙1)

当社株式の状況 (2024年3月31日現在)

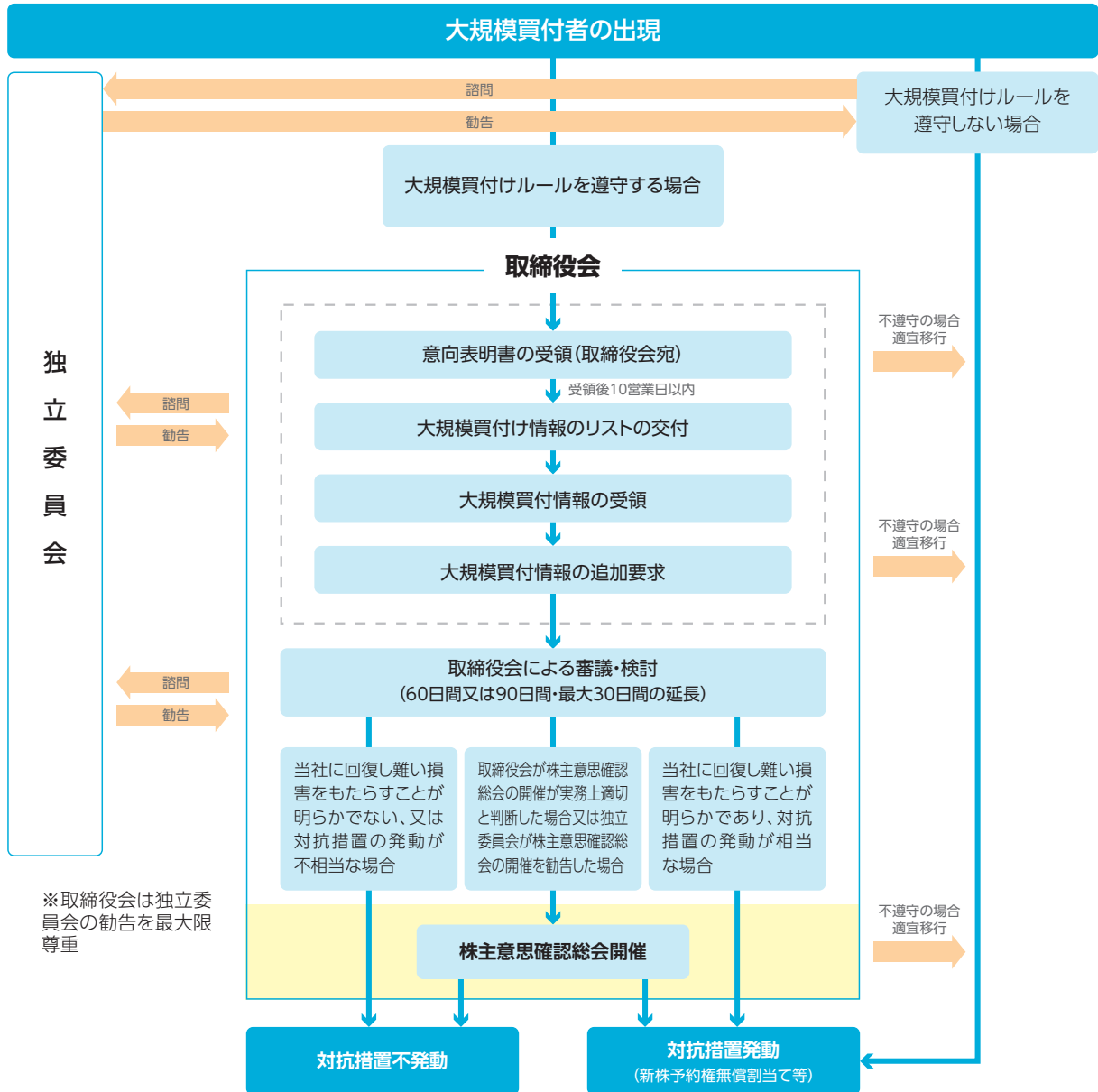
1. 発行可能株式総数 96,000,000株
2. 発行済株式総数 30,360,000株 (自己株式68,850株を含む。)
3. 株主数 17,792名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%) (注)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,227,700	4.04
ファーストブラザーズ(株)	965,000	3.17
(株)シード	501,000	1.65
(株)デベロツパー三信	500,000	1.64
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	334,202	1.10
新陽(株)	280,000	0.92
倉持真孜	250,000	0.82
山内一裕	249,200	0.82
清水建設(株)	218,000	0.71
(株)証券ジャパン	203,000	0.66

(注) 上記のほか、当社は自己株式68,850株を所有しております。

(別紙2)

本プランの概要



※取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名： 澤田 康伸 (さわだ やすのぶ)

生年月日： 1953年 1月9日生

略歴： 1976年 4月 労働省 (現 厚生労働省) 入省

1989年 1月 A.T. Kearney, Inc. (現A.T. カーニー株式会社) 入社
東京事務所配属

1997年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント

2002年 4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社
(現Brand Union/WPPグループ)
エグゼクティブ・ディレクター

2003年 7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役 (現任)

2015年 6月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 社外取締役

2021年 6月 ダイトウボウ株式会社 社外取締役退任

以上

(注) 澤田康伸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名： 飯沼 春樹 (いいぬま はるき)

生年月日： 1948年 4月19日生

略歴： 1976年 4月 弁護士登録

1978年 4月 飯沼総合法律事務所 開設 (現職)

2011年 6月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 非常勤監査役

2016年 6月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 監査等委員である取締役
就任 (現任)

以上

(注) 飯沼春樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、飯沼春樹氏は当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

氏 名： 高野 角司 (たかの かくじ)

生年月日： 1940年 4月7日生

略 歴： 1963年 4月 興国化学工業株式会社 (現 アキレス株式会社) 入社

1968年 5月 監査法人池田昇一事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所

1981年 5月 高野総合会計事務所 開設

1996年12月 監査法人センチュリー (現 EY新日本有限責任監査法人)
代表社員就任

2001年 6月 上記監査法人退所

2008年10月 学校法人幾徳学園神奈川工科大学評議員就任 (現任)

2010年 7月 組織変更に伴い税理士法人高野総合会計事務所及び高野総合グループ総括
代表に就任 (現職)

2016年 6月 KDD I 株式会社 社外監査役就任

2020年 6月 KDD I 株式会社 社外監査役退任

以上

(注) 高野角司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買取への対応方針、以下「本プラン」という。）の導入・継続に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、2024年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、同定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

新株予約権の要項

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。

2. 目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3. 無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記7.において定める、行使条件を満たさないため新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者及び④上記①ないし③に該当する者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

8. 行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

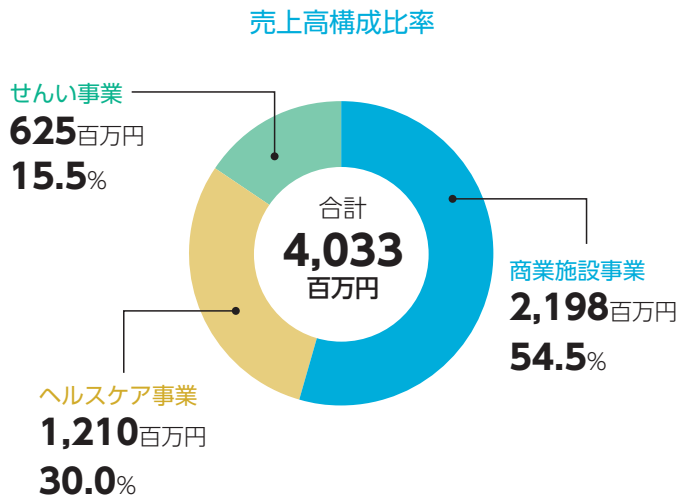
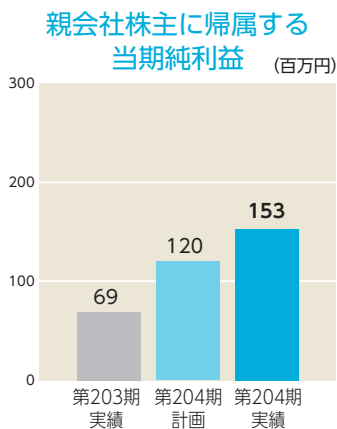
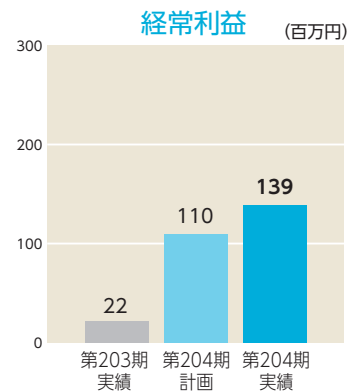
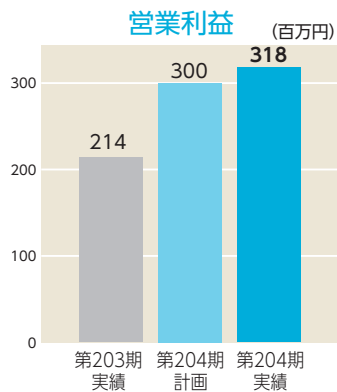
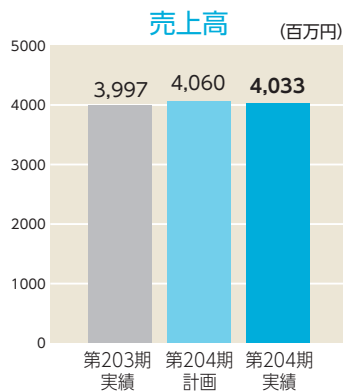
当期におけるわが国経済は、政府のデフレ脱却のための総合経済対策、円安の進展、賃金の上昇などの影響もあり、物価上昇局面への転換が進み、日本銀行がおおよそ17年ぶりにマイナス金利政策を解除し金融政策が正常化に向けて転換するなど、景気は緩やかな回復から成長局面に変化していく兆しを見せ始めました。一方で、円安に伴う輸入関連コストの上昇や、東欧・中東における地政学的リスクの高まりに十分な注意を要する展開が続きました。

このような中で、当社グループは、中期経営計画「ブレイクスルー2024 ～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」の最終年度となることを踏まえ諸課題達成に向けて取り組みました。

商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、年末年始や春休み等のイベントで引き続き来館誘致の強化に取り組み、シネマを始め全体に前年を上回る来客数となり順調に推移しました。ヘルスケア事業におきましては、冬場の繁忙期に入り一般寝具や健康寝具とともに緩やかに市況が回復しつつある中、西日本・東日本の取引先担当を地域ごとに集約を進めるなどの営業効率を高めることに注力しましたが、円安に伴う仕入れコストの上昇や、長期在庫の評価損計上が営業成績の足を引っ張ることになりました。せんい事業におきましては、中国現地法人の清算に伴い大幅な減収となりましたものの、防衛産業の一端を担う官需ユニフォームの受注が順調に推移していることに加え、国内においてはアパレル関係の市況も徐々に回復したため、一段の国内営業活動強化に取り組み、中国現地法人を除く国内売上高は順調に推移しました。

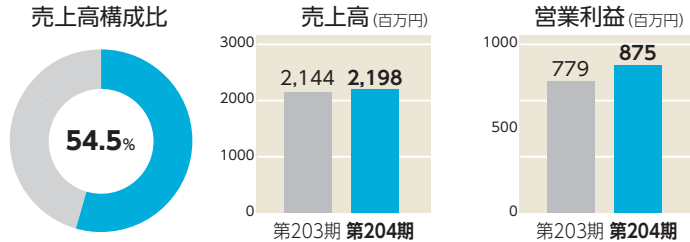
なお、清算手続きを進めていた中国現地法人については、2024年1月5日付で清算を終了しました。また、第3四半期末に流動負債として計上していた借入金28億97百万円については、当期中に金利固定化のうえ長期借入金にて借り換え実行済みであります。

この結果、当期の業績は、売上高は40億33百万円（前期比0.9%増）の増収となり、採算性が向上したこともあり、営業利益は3億18百万円（前期比48.7%増）と前期比増益となりました。これに、支払利息などを加味した経常利益は1億39百万円（前期比520.3%増）と大幅な増益となりました。さらに、法人税等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億53百万円（前期比121.9%増）となり、前期比増収増益の決算となりました。



セグメントの業績は次のとおりであります。

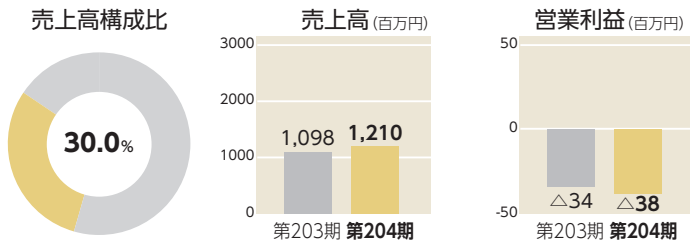
商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、期初にテナント入替工事に伴う一部区画閉鎖の影響があったものの、その後誘致した大型テナントGUの効果や、今年に入ってからは市況が順調でシネマなどの主要テナントの業況が上向いたこともあり、売上高は前期を上回りました。

この結果、商業施設事業の売上高は21億98百万円(前期比2.5%増)、営業利益は8億75百万円(前期比12.2%増)となりました。

ヘルスケア事業

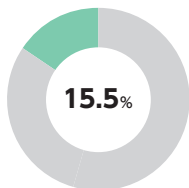


健康ビジネス部門につきましては、健康長寿社会での底堅いニーズを背景に、市況が徐々に回復し、売上高は前期を上回りました。一般寝装品部門につきましては、夏物商材が順調であった効果もあり、売上高は前期を上回りました。

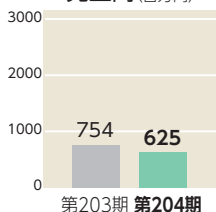
この結果、ヘルスケア事業の売上高は12億10百万円(前期比10.2%増)と5期ぶりに前期比増収となりましたものの、評価損約13百万円を計上したことが響き、営業損失は38百万円(前期は営業損失34百万円)と損失幅が前期比拡大しました。

せんい事業

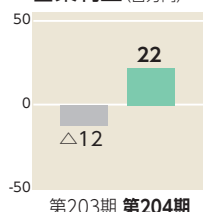
売上高構成比



売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



衣料部門につきましては、中国現地法人の清算の影響により前期を下回りました。

ユニフォーム部門につきましては、官需・民需ユニフォームが共に順調に推移し、売上高は前期を上回りました。

この結果、せんい事業の売上高は6億25百万円(前期比17.0%減)と減収しましたものの、うち国内売上高は前期比1億11百万円増(前期比+22.4%)となり、採算が改善し、営業利益は22百万円(前期は営業損失12百万円)と黒字転換しました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,198百万円	53百万円	54.5%
ヘルスケア事業	1,210百万円	111百万円	30.0%
せんい事業	625百万円	△128百万円	15.5%
合計	4,033百万円	36百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は211百万円で、その主なものは、静岡県所在の商業施設「サントムーン柿田川」の設備維持更新に関わるものです。

③ 資金調達の状況

第3四半期に流動負債として計上していた借入金2,897百万円につき、長期借入金にて借り換えました。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、日本銀行の金融政策の転換もあり、安定的な物価上昇を伴う成長局面に入っていく可能性が高まったと見込まれますが、一方で、円安に伴う輸入関連コストの上昇や、東欧・中東における地政学的リスクの高まりには慎重に注意するべき展開が続くと見込まれます。

こうした環境下、当社は新たに新中期経営計画「Jumping over the 130th～成長の未来へ～」をスタートさせ、経済成長下での当社事業の成長を図り、主力事業である商業施設事業をさらに強く、またヘルスケア事業を収益の柱とすべく育成し、せんい事業は祖業である毛織物をベースとした事業展開に絞りこんで、いずれも国内事業に集中させることで業績を維持・向上させていく考えです。

また「資本コストと株価を意識した経営の実現への対応」を推進し、当社グループのサステナブルな成長や中長期的な企業価値の向上に邁進する考えです。

主な戦略の概要は以下の通りであります。

① 商業施設事業

- A. 当社最大施設である静岡県所在の「サントムーン柿田川」の顧客満足度、テナント満足度を高め、より魅力ある施設運営を行います。
- B. 商業施設だけでなく周辺エリアも含めた発展を志向し、地域社会に真に貢献する施設とします。そのため、地元自治体と提携し、SDG'sを推進します。
- C. 提携先との取組みを強化し、新たなPM（プロパティマネジメント）事業や、施設内業態を中心に、スタートアップ企業への投資も検討します。
- D. 中長期設備投資計画に従い、必要な設備更新投資を積極的に行います。（10年総額25億円程度）

② ヘルスケア事業

- A. 健康長寿社会のニーズに応え、ヘルスケア分野へのシフトを一段と加速します。
- B. 国内製造拠点をフルに活用し、高品質の国産製品を提供します。
- C. 非対面チャネルでの営業を強化するため、外部コンサルやSNSを積極的に活用し、デジタルビジネスを推進します。
- D. 後継者不足の中小企業をターゲットに、ヘルスケア事業の譲受けやM&Aに取り組むことを検討します。

③ せんい事業

- A. 収益認識基準変更の影響や、中国事業からの撤退（中国現地法人の清算）を経て、ボリュームは落ちましたが、国内市況の回復と防衛関係ニーズの高まりをチャンスと捉え、せんい事業の拡大に取り組みます。
- B. 市況が回復してきた官需・民需のユニフォーム事業に最注力していきます。
- C. サステナブルな商材を開発・拡販し、サステナブルな社会作りに貢献します。
- D. アパレルOEMは、国産のニット・オーダーメイドの拡販も武器にしつつ、歴史に裏打ちされたモノ作りの技術と信頼を高めていきます。

④ 経営管理面の重点施策

- A. サステナビリティ基本方針の推進
- B. SDG's 諸課題への対応の推進
- C. 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応
- D. 人的資本経営の推進
- E. 財務マネジメントの強化

⑤ 資本政策

中期経営計画期間中の資本政策を以下の通りとします。

A. 配当方針

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考え、利益配分については業績の向上に努め、また内部留保にも意を用いて決定することを基本方針としております。

本中期経営計画期間中の配当につきましては、数値目標及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当性向は50～80%程度を目指します。

B. 自己株式の取得

年に一回程度不定期に実施する予定です。

総還元性向は70～100%程度を目指します。

C. 株主優待制度の拡充

個人株主が大半を占めることを勘案し、株主優待制度を拡充します。

⑥ 財務マネジメント

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を実効性あるものにするるとともに、将来的に金利上昇が想定される局面での、財務マネジメントの強化は最重要課題と認識して取り組みます。

A. 借入金の金利リスクマネジメント

借入金ポートフォリオのうち、固定金利借入が98%、さらに約6割は10年以上の長期固定金利借入です。
(2024年3月末時点)

当社は、借入ポートフォリオの金利リスクヘッジは相応に進めており、今後も変化に備えた早めの対応を心掛けるとともに、着実な借入金圧縮に努めます。

B. キャッシュフローマネジメント

将来キャッシュフローの予測精度を高め、投資等に一段と積極的に活用することを考えるとともに、設備投資など必要資金の調達も適宜行います。

以上により、当社グループは、128年を越える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、役職員一同全力で、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にす企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 中期経営計画の達成状況

当期は中期経営計画の最終年度となり、これまでの遅れを挽回すべく取り組みましたものの2024年2月6日付で業績予想の修正を公表いたしました。これは、暖冬の影響や、伸びを期待した健康商材の伸び悩みを主因に売上高が伸び悩んだことと、営業利益においては、商業施設事業において計画外で計上した資産除去債務や設備更新の前倒し実施による経費等の負担増が響いたことが主因です。また、中期経営計画で掲げていた財務目標につきましても、未達成となりました。振り返って、今回の中期経営計画期間はコロナ禍と重なり、その中で巣ごもり需要やマスク需要も狙いましたが、当社の販売チャネルでの拡大は困難であり、当初の中期経営計画が未達成に終わったことは誠に遺憾と言わざるを得ません。なお、業績予想の修正計画に対しましては、減収となりましたものの、商業施設事業が好調で、営業利益以下は増益となりました。一方、財務面では、第3四半期末に流動負債に計上されていた借入金を長期借入金で借り換え、金利の大半を固定化するなど、財務マネジメントの強化に取り組みました。

今後は新しい中期経営計画の諸施策をしっかりと実現し、当社グループの持続的成長と企業価値のさらなる向上に努めていく所存でございますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

① 2023年度計画対比 (2024年2月6日公表の業績予想との対比)

(単位：百万円)

	2022年度 実績	2023年度 修正計画	2023年度 実績	修正計画 対比
売上高	3,997	4,060	4,033	△26
営業利益	214	300	318	+18
親会社株主に帰属する当期純利益	69	120	153	+33

② 中期経営計画財務目標達成状況

	2022年度 実績	2023年度 中期経営計画	2023年度 実績	中期経営計画 対比
営業利益率	5.4%	9.0%	7.9%	△1.1%
ROE	1.5%	6.5%	3.2%	△3.3%
NetDER	199%	150%	181%	+31%

(注) ROE=株主資本利益率、NetDER=純有利子負債資本倍率

(4) 財産及び損益の状況

区分	第201期 (2021年3月期)	第202期 (2022年3月期)	第203期 (2023年3月期)	第204期 (2024年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	4,617	4,502	3,997	4,033
営業利益 (百万円)	253	247	214	318
経常利益 (百万円)	21	86	22	139
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	97	42	69	153
1株当たり当期純利益 (円)	3.26	1.43	2.29	5.07
総資産 (百万円)	21,909	21,113	20,433	20,349
純資産 (百万円)	4,615	4,646	4,790	4,935
1株当たり純資産額 (円)	153.52	153.96	158.25	162.82
有利子負債額 (百万円)	11,575	10,945	10,515	10,037

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
せんい事業	アパレル製品 (衣料品、ユニフォーム) 等の製造・販売

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
当社の該当する親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 上海大東紡織貿易有限公司は2024年1月に清算を結了しました。

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

区分	所在地
本社	東京都中央区
名古屋営業部	愛知県一宮市
大阪営業部	大阪市中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	29 (2) 名	△2 (±0) 名
ヘルスケア事業	36 (3) 名	△8 (+1) 名
せんい事業	11 (0) 名	△3 (△1) 名
全社 (共通)	21 (0) 名	△2 (±0) 名
合計	97 (5) 名	△15 (±0) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53 (1) 名	△3 (±0) 名	49.5歳	17.6年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	7,189百万円
株式会社三井住友銀行	914百万円
株式会社静岡銀行	830百万円
株式会社みずほ銀行	635百万円
株式会社三菱UFJ銀行	348百万円

- (注) シンジケートローンのうち、4,244百万円は株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団5行(株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社きらぼし銀行)による協調融資によるものであり、2,945百万円は株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行(株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社きらぼし銀行)による協調融資によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数（注1） 30,360,000株
- ③ 株主数 17,792名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率(注2)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,227千株	4.05%
ファーストブラザーズ株式会社	965千株	3.18%
株式会社シード	501千株	1.65%
株式会社デベロツパー三信	500千株	1.65%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	334千株	1.10%
新陽株式会社	280千株	0.92%
倉持真孜	250千株	0.82%
山内一裕	249千株	0.82%
清水建設株式会社	218千株	0.71%
株式会社証券ジャパン	203千株	0.67%

(注1) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は49,000株増加しております。

(注2) 持株比率は自己株式(68,850株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	山内 一裕	
取締役	三枝 章吾	常務執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取締役	野村 史郎	執行役員 ヘルスケア事業本部長
取締役	山形 俊樹	株式会社ボルテックス常勤監査役
取締役	師田 範子	専門学校東京ニットファッションアカデミー校長 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事
取締役(常勤監査等委員)	加久間 雄二	
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	飯沼総合法律事務所 所長 弁護士
取締役(監査等委員)	鏡 高志	税理士法人高野総合会計事務所 パートナー 高野総合コンサルティング株式会社 代表取締役 公認会計士 日本甜菜製糖株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	

(注) 1. ※は代表取締役であります。なお、2024年5月9日付で取締役社長執行役員に就任しました。

2. 2023年6月24日付で奥村秀策氏が取締役を退任いたしました。

3. 2023年6月24日付で平井省吾氏が取締役(監査等委員)を退任いたしました。

4. 2023年6月24日付で奥村秀策氏が取締役(監査等委員)に就任いたしました。

5. 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。

6. 取締役山形俊樹氏、取締役師田範子氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役奥村秀策氏は、社外取締役であります。なお、当社は山形俊樹氏、師田範子氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

8. 2024年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	飯田 亙	商業施設事業本部長 大東紡工ステート株式会社取締役社長
上席執行役員	山本 潤	経営管理本部副本部長
執行役員	青木 寛繁	ヘルスケア事業本部副本部長

② 取締役の報酬等の総額

A 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することで株主利益の向上に資することを基本的な考え方としており、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

a. 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、基本報酬と非金銭報酬(ストックオプション)から構成するものとし、取締役の報酬の決定については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において決定し答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、取締役会で決定することとしております。

基本報酬については、金銭報酬とし、年度単位の固定報酬であります。その金額は、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしております。

非金銭報酬の内容はストックオプションであり、中長期業績連動報酬(株式報酬)として、1個単位が1千株からなる新株予約権200個および報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、年度単位で新株予約権を発行するものであります。その金額は独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしております。

b. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬の割合は、非金銭報酬において1個単位が1千株からなる新株予約権200個を上限とし、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、毎年見直すものとしております。

c. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

毎年株主総会終了後の取締役会で決定し、基本報酬は毎月同額を、非金銭報酬は取締役会で決議し年1回付与することとしております。

d. 当社は、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容について第三者に委任しております。

取締役会決議で決定された諮問委員会(独立社外取締役が過半数を占める)に委任しております。

委任する権限は、取締役の個人別の報酬等の金額を決定する権限であります。

独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会として取締役会で諮問委員を決定し、株主総会の決議により定められた報酬等の上限額の範囲内とすることを条件としており、その権限は適切に行使されていると判断しております。

B 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	52 (6)	49 (6)	－ (－)	3 (－)	6 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (18)	28 (18)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合計	80	77	－	3	11

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内(うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は8名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は5名です。
3. 非金銭報酬等の内容はストックオプションであり、その内容は当社ウェブサイト(電子提供措置事項)に掲載しております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与17百万円を支給しております。
5. なお、社外取締役に子会社等の役員を兼務している者はありません。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

地位	氏名	取締役会(出席回数)	監査等委員会(出席回数)
取締役	山形 俊樹	95% (19/20回)	—
取締役	師田 範子	100% (20/20回)	—
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	100% (20/20回)	100% (14/14回)
取締役(監査等委員)	鏡 高志	100% (20/20回)	100% (14/14回)
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	100% (20/20回)	100% (10/10回)

・重要な兼職の状況

山形 俊樹 株式会社ポルテックス常勤監査役
 師田 範子 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長
 学校法人ミネルヴァ学園目白ファッション&アートカレッジ理事
 飯沼 春樹 飯沼総合法律事務所所長
 鏡 高志 税理士法人高野総合会計事務所パートナー
 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役
 日本甜菜製糖株式会社社外監査役

※各社外役員が役員等を兼務する上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 シンシア監査法人
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行うものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,525,696	流動負債	1,732,905
現金及び預金	1,097,756	支払手形及び買掛金	458,986
受取手形	136,891	短期借入金	546,370
売掛金	488,234	未払法人税等	1,011
棚卸資産	766,701	賞与引当金	37,943
その他	37,493	株主優待引当金	29,000
貸倒引当金	△ 1,380	その他	659,593
固定資産	17,824,100	固定負債	13,681,774
有形固定資産	17,155,909	長期借入金	9,372,269
建物及び構築物	7,727,648	リース債務	102,437
土地	9,265,726	預り保証金	1,325,950
リース資産	108,436	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他	54,097	退職給付に係る負債	285,911
無形固定資産	140,448	資産除去債務	71,886
のれん	128,073	その他	46,823
その他	12,375	負債合計	15,414,680
投資その他の資産	527,743	(純資産の部)	
投資有価証券	414,889	株主資本	259,349
破産更生債権等	83,256	資本金	100,000
繰延税金資産	65,736	資本剰余金	30,979
その他	44,088	利益剰余金	138,161
貸倒引当金	△ 80,228	自己株式	△ 9,791
		その他の包括利益累計額	4,666,596
		その他有価証券評価差額金	50,825
		繰延ヘッジ損益	△ 49,092
		土地再評価差額金	4,664,864
		新株予約権	9,171
		純資産合計	4,935,117
資産合計	20,349,797	負債純資産合計	20,349,797

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,033,875
売上原価		2,781,941
売上総利益		1,251,933
販売費及び一般管理費		933,055
営業利益		318,878
営業外収益		
受取利息	612	
受取配当金	6,942	
固定資産売却益	10,035	
その他	7,867	25,457
営業外費用		
支払利息	198,183	
持分法による投資損失	1,601	
その他	4,828	204,613
経常利益		139,722
特別利益		
関係会社清算益	19,082	19,082
税金等調整前当期純利益		158,804
法人税、住民税及び事業税	812	
法人税等調整額	4,618	5,431
当期純利益		153,372
親会社株主に帰属する当期純利益		153,372

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,071,296	流動負債	1,331,842
現金及び預金	698,669	支払手形	213,267
受取手形	136,891	買掛金	245,722
売掛金	440,061	短期借入金	546,370
棚卸資産	764,288	未払法人税等	587
その他	32,765	賞与引当金	29,210
貸倒引当金	△ 1,380	株主優待引当金	29,000
固定資産	17,981,282	その他	267,685
有形固定資産	17,342,625	固定負債	13,666,701
建物及び構築物	7,726,268	長期借入金	9,372,269
土地	9,468,228	リース債務	102,437
リース資産	108,436	預り保証金	1,351,100
その他	39,692	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
無形固定資産	135,870	退職給付引当金	252,511
のれん	128,073	資産除去債務	65,063
その他	7,797	その他	46,823
投資その他の資産	502,785	負債合計	14,998,543
投資有価証券	329,114	(純資産の部)	
関係会社株式	66,656	株主資本	378,266
長期貸付金	180,950	資本金	100,000
破産更生債権等	83,256	資本剰余金	30,979
繰延税金資産	61,870	その他資本剰余金	30,979
その他	42,116	利益剰余金	254,516
貸倒引当金	△ 261,178	利益準備金	3,024
		その他利益剰余金	251,492
		繰越利益剰余金	251,492
		自己株式	△ 7,229
		評価・換算差額等	4,666,596
		その他有価証券評価差額金	50,825
		繰延ヘッジ損益	△ 49,092
		土地再評価差額金	4,664,864
		新株予約権	9,171
		純資産合計	5,054,034
資産合計	20,052,578	負債純資産合計	20,052,578

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,432,785
売上原価		2,204,679
売上総利益		1,228,105
販売費及び一般管理費		893,476
営業利益		334,628
営業外収益		
受取利息	908	
受取配当金	6,942	
固定資産売却益	10,035	
貸倒引当金戻入額	200	
その他	3,064	21,150
営業外費用		
支払利息	198,183	
その他	4,527	202,711
経常利益		153,068
特別利益		
関係会社清算益	43,576	43,576
税引前当期純利益		196,644
法人税、住民税及び事業税	587	
法人税等調整額	5,581	6,169
当期純利益		190,475

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ダイトウボウ株式会社
取締役会御中

シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長田 洋和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小川 開三
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ダイトウボウ株式会社
取締役会御中

シンシア監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長田 洋和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小川 開三
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第204期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人シンシア監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

ダイトウボウ株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 加久間 雄二 ㊞

監査等委員 飯沼 春樹 ㊞

監査等委員 鏡 高志 ㊞

監査等委員 奥村 秀策 ㊞

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および奥村秀策は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内図

「東京駅」地上から



会場

丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

TEL : 03-3217-7111

日時

2024年6月24日(月)

午前10時00分 開始

(午前9時30分 開場)

交通

●JR「東京駅」丸の内南口 徒歩約3分 ●東京メトロ丸ノ内線「東京駅」直結 徒歩約2分

●その他、二重橋前駅、大手町駅、日比谷駅からお越しいただけます。

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ダイトウボウ株式会社

